

【質問6】 上記1～4までの質問に関連して補足のご意見がありましたら、お考えをお聞かせください。
(自由に記述ください。特に字数は指定しません)

なかがわ
仲川 げん氏の回答

質問2について（「反対」と回答）

一部負担をなくすと、医療費水準が高くなるおそれがあります。また、一部負担をなくした場合の市の負担増を試算しますと、子ども医療費で約2億円増となり、財政負担が過大となります。

質問3について（「その他」と回答）

拡大が望ましいのは当然ですが、他団体の状況や、対象者を拡大することによる市単独の追加的財政負担を考慮しますと、すぐに拡大することは難しいと考えます。

質問4について（「賛成」と回答）

市としては、健康寿命を延ばすための取組などにより総医療費を抑制し、保険料負担が軽減されるようにすべきであると考えます。

(補足意見)

子どもの医療費助成などの福祉医療制度においては、平成17年8月から奈良県全体で、自動償還払い方式を導入しているため、現物給付方式への変更については、県下市町村の合意形成が必要となります。

平成28年12月に国において「平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行わないこととする。」と決定されました。このことを受け、現在、県と県下市町村で未就学児のみを対象とした現物給付方式を導入するかについて検討しているところです。

現物給付の対象については、医療機関、受給者の利便性を重視するなら福祉医療制度全体とするのが理想ではあり、賛成いたしますが、未就学児以外については国保の減額調整措置を課せられることから、財政的な負担が大きいものと考えます。

(県全体では約4億円、奈良市では約1億となります。)

しかしながら、子育て支援の観点からも、中学生までを対象とした子ども医療については現物給付にすべきと考えます。